

新型コロナウイルス不況に対する支援策

先月号でもご案内しておりますが、新型コロナウイルス(COVID-19)に対する政府による企業支援のためのさまざまな施策が実施されています。

具体的な制度内容や申請方法について、日々更新されていますので、下記の経済産業省のホームページでご確認の上、貴社で該当するものがないか、ご検討をお願いいたします。

また、各種申請などでご不明な点があれば、お気軽に当方までお問い合わせください。

経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

持続化給付金の申請が開始

◆ 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

◆ 給付額

中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

◆ 給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合
 - ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ② 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※給付申請は1度のみです。

◆ 給付金の申請期間

2020年5月1日(金)から2021年1月15日(金)まで

◆ 給付までの期間

申請後、通常2週間程度で、ご登録の銀行口座に振込がされるようです。

CONTENTS

新型コロナウイルス不況

に対する支援策…………… P.1

持続化給付金の申請が開始…………… P.1

民法改正の概要

(施行日2020年4月1日)…………… P.2

消滅時効の期間の統一化…………… P.2

ひとり親控除と寡婦控除…………… P.3

企業が購入したマスク購入費用の

損金算入時期…………… P.3

土地と建物が

一体の場合の価値とは…………… P.4

小学校休業等助成金と

申請期限の延長…………… P.5

5月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は

ASAKのTwitter(ツイッター)も

ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



持続化給付金の特設HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



民法改正の概要(施行日2020年4月1日)

1. 民法改正

民法の債権関係に大きな改正を加える民法改正法とは、「民法の一部を改正する法律(2017年6月2日公布、法律第四十四号)」のことです。現行民法(以下「旧法」といいます。)は、1896年(明治29年)に制定されたものですが、今回の民法改正法は、約120年ぶりに債権部分を抜本的に見直すものとなっています。

改正理由としては、社会経済情勢の変化に鑑み、

- ① 消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備
- ② 法定利率を変動させる規定の新設
- ③ 保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備
- ④ 定型約款に関する規定の新設

等を行う必要があることが挙げられています。



2. 施行日

民法改正法は、一部の例外規定を除き、公布の日(2017年6月2日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるとされていましたが、具体的な施行日は、2020年4月1日となったものです。

3. 主な改正項目

・消滅時効の期間の統一化

今回の改正により、「5年間」又は「10年間」の管理をすれば足りるようになります。

・法定利率を変動させるための規定

今回の改正により、法定利率が年5%から年3%になり、最初に設定された年3%も、3年ごとに短期貸付けの平均利率等を考慮し変動することになります。

・保証人保護を図るための保証債務に関する規定

今回の改正により、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等については、公正証書によらなければ、効力が生じないこととなります。

・定型約款に関する規定

今回の改正では、定型取引において、一定の場合、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすことになり、法的拘束力が明確化されました。

・敷金の定義付け、賃貸借契約終了時の取扱いの明確化

敷金は原則返還することが明記されました。

・借主の原状回復義務の範囲の明確化

原状回復義務についても、借主側は、借主による損傷以外の経年劣化による修繕費用を敷金で負担する必要がないと明記されました。

・企業同士の取引基本契約書の改正対応

債権法の改正によって、企業同士の取引基本契約書で、瑕疵担保責任の範囲が明確化されました。

・身元保証書の書式が改正

改正により、個人が保証人となる根保証契約については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

消滅時効の期間の統一化

旧法では、職業別に時効の管理をする必要がありました。例えば、医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権は、3年間行使しないときは、消滅するとされていました(旧170条1号)、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権は、2年間行使しないときは、消滅するとされていました(旧173条1号)。

しかし、このような規定については、なぜ職業別に時効が異なるのか理由が分からないといった意見や、実際に自分が有している債権が何年の消滅時効が適用されるのか分かりづらいといった意見がありました。

今回の改正により、3年の短期消滅時効、2年の短期消滅時効、1年の短期消滅時効を定める旧170条から旧174条が削除されますので、新166条1項により、「5年間」又は「10年間」の管理をすれば足りるようになります。なお、商事消滅時効の規定も、民法改正法の施行とともに削除されます。

実務的には、約定の支払期限が「債権者が権利を行使することができることを知った時」に該当することが多いので、そこから「5年間」回収に向けた法的手段を取らずに債権者が債権を放置すると、時効消滅のリスクが発生します。

(新166条1項)

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第170条から第174条まで(3年の短期消滅時効、2年の短期消滅時効、1年の短期消滅時効)削除

ひとり親控除と寡婦控除

2020年度税制改正では、婚姻歴の有無や単身者の性別により異なる不公平な扱いを同時に解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置として「ひとり親控除」が創設されました。

人的控除である「ひとり親控除」は、全てのひとり親家庭の子供に対し公平な税制を実現する観点から、従前の寡婦控除を改組したものです。

ひとり親とは、現に婚姻をしていない者等のうち、

- ① その者と生計を一にする子でその年分の総所得金額等が48万円以下のものを有すること
- ② 合計所得金額が500万円(年収678万円)以下であること
- ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者で住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」記載があるものがないこと

と定められています。

居住者がひとり親に該当する場合には、ひとり親控除として、その年分の総所得金額等から35万円を控除できます。生計を一にする子はいないが、子以外の扶養親族を持つ夫と死別・離婚した女性、扶養親族がない死別女性は引き続き寡婦控除として27万円の控除額を適用します。ただ、合計所得金額500万円以下の所得制限と事実婚の除外が要件に加えられた点に留意してください。

ひとり親控除、改組後の寡婦控除は、ともに2020年分以後の所得税に適用されます。また、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、2021年1月1日以後に支払うべきものから適用される予定です。

生計を一にする子を持つ男性の寡夫については、合計所得金額500万円以下の所得制限は継続されますが、事実婚の除外という要件が加わっています。とはいえ、「ひとり親」に該当する場合は、改正後の控除額が従来の27万円から35万円へ引き上げられており、女性の単身者と足並みをそろえて同じ控除額となっています。

企業が購入したマスク購入費用の損金算入時期

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、薬局等でマスクの品薄状態が続いています。事前にまとめ買いができた企業では、マスクの入手が困難な従業員に対応するため、一定枚数を備蓄しているケースもあると思います。

マスクや消毒剤などといった消耗品の購入費用は、その消耗品を“使用(消費)”した事業年度で損金算入することが原則的な取扱いとなっています。したがって、事業年度末時点の未使用分の損金算入は認められず、在庫計上することになります。

しかし、原則的な取扱いとは異なり、企業が、新型コロナウイルス感染症の感染を防止等するために購入したマスクや消毒剤の費用は、未使用分(備蓄分)の費用を含めて、購入時に一括で損金算入しても問題はありません。

参考となるのが、非常用食料品の取扱いです。国税庁では、非常用食料品の購入費用は、備蓄(購入)時に“使用”した



ものとして、購入時に一括で損金算入できることを示しています(国税庁HP:質疑応答事例「非常用食料品の取扱い」)。

新型コロナウイルス感染症拡大に備えて購入したマスク等の費用も、災害に備えて購入した非常用食料品の費用に類似するものといえるので、購入時に一時の損金として処理しても、何ら違和感はないと考えられます。

ちなみに、消耗品等のうち「毎年おおよそ一定数量を購入し、かつ、経常的に消費するもの」については、継続適用を要件に「購入」した事業年度に一括で損金算入することも可能とされています。

そのため、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関係なく、従前から毎期継続的にマスク等を購入している場合も、当然、一時の損金として処理することは可能です。

土地と建物が一体の場合の価値とは

◆ 建付減価とは

土地と建物が一体の不動産となっている場合、その価値(価格)はどのようにして求めればよいでしょうか。

まず、土地と建物が一体の不動産とは、土地の上に建物が建っている不動産のことですが、土地の価値(価格)が一番高いのは、一般的に土地の上に建物等の何も建っていない状態、すなわち更地の場合となります。

それでは、この更地価格が1億円として、土地の上に2,000万円の建物が建っているとしましょう。この場合、この土地建物の評価額(価格)は、土地と建物の価格を単純に合算して1億2,000万円になるかということ、そうではありません。この場合、建っている建物がその土地の使用法と完全に一致している状態、これを「最有効使用」といいます。この最有効使用の状態であれば、更地価格+建物価格=土地建物価格という算式が成立する場合があります。

ところが、土地に入居者の見込めない築年の古いアパートが建っているなど、土地が有効利用されているとは言い難い場合であれば、前述の更地価格+建物価格=土地建物価格という算式は成立しません。

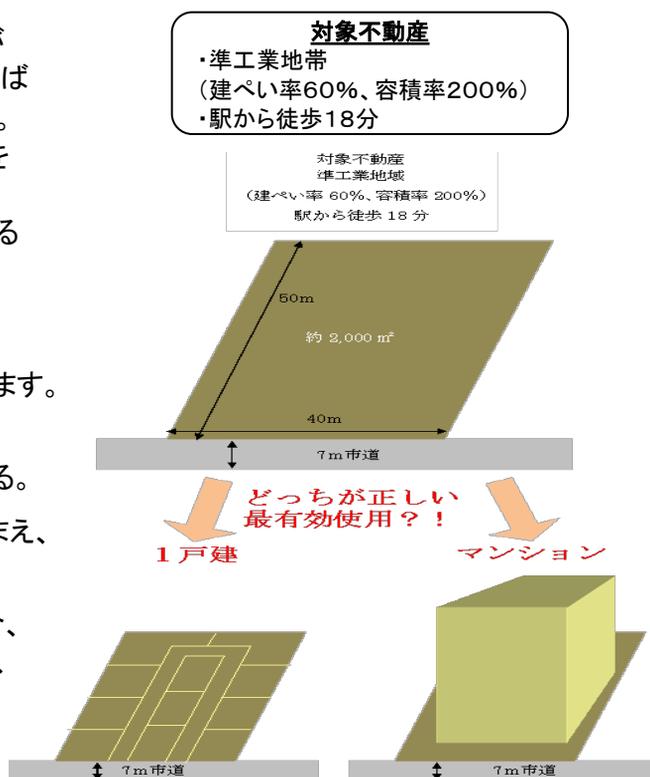
さらに、建物を撤去して更地化し、最適な建物を新築した方がよいと判断される状態であれば、その撤去費用を考慮しなければならないので、更地価格を割り込んでしまうことも考えられます。

そして、このように建物が建っていることによる減価分のことを「建付減価」といいます。冒頭に、土地は更地の状態が、価値(価格)が一番高いと述べたのは、この建付減価を考慮する必要がないためです。

◆ 最有効使用の判断プロセス

最有効使用の判断プロセスについて、右図を参考に紹介します。

- ① 不動産の属する地域の交通接近性、行政的条件及び周辺の利用状況等を踏まえ、標準的な使用方法を判断する。
- ② 不動産(土地)の形状、規模、接道状況等の個別性を踏まえ、①と併せて総合的に最有効使用を判断する。
- ③ 複数の利用方法が想定されるなど②で判断できない場合、不動産(土地)の利用方法ごとに鑑定評価方式を適用して、評価額の高い利用方法を最有効使用と判断する。



◆ 土地に建物が建っている場合の価格の求め方

土地の使用法として最適な建物が建っている場合 例:高級住宅地に高級な戸建住宅が建っている、商業地に高度利用の商業ビルが建っている。
○土地の建物+建物価格 最有効使用の状況
最適とはいえない建物が建っている場合 例:商業地域に規模の小さいビルが建ており建付減価が発生している。
▲(土地の価格+建物価格)×(1-建付減価)
取り壊して建て直した方がよい建物が建っている場合
×土地の価格-撤去費用(更地価格を割り込む)

小学校休業等助成金と申請期限の延長



◆ 小学校休業等対応助成金とは

「小学校休業等対応助成金」とは、事業主が新型コロナウイルス感染症対策として小学校等の臨時休業等で子どもの世話が必要となった保護者等に有給休暇を取得させた場合に、支払った賃金相当額を1日あたり最大8,330円助成するものです。テレワークコース助成金などとは異なり、中小企業のみならず、大企業も対象となる助成金制度です。

◆ 臨時休業等とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

◆ 対象となる保護者

親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

◆ 申請期限の延長

2020年4月1日から6月30日までに取得した休暇に係る申請の受付を開始し、申請期限を今年の9月30日まで延長しています。4月以降分の申請期限が延長されたことで、3月以前分の申請期限についても同様に延長されています。申請方法に変わりはなく、支給申請書等の必要書類を配達記録が残るもので9月30日(必着)までに郵送してください。

3月以前分の休暇が未申請の事業主は、4月以降分の休暇とまとめて申請することができます。その際、申請書は4月15日付で改訂されている新様式を使用してください。新様式は、厚労省ホームページよりダウンロードができます。なお、3月以前分のみを申請する際には、旧様式を引き続き使用可能です。

一方、フリーランスなど委託を受けて個人で仕事をする者等が就業できなかった日に1日あたり定額で4,100円の支援金を受けることができる「小学校休業等対応支援金」についても同様に、4月以降分の受付が開始され、9月30日まで申告期限が延長されていますが、同支援金の申請書類等の提出は、9月30日の消印有効で取扱いが異なるので注意が必要です。

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月11日(月)
3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 6月1日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費・地方消費税＞	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

断を下す

ひとすじの道をひとすじに、ひたすら歩むということは、これもまたなかなか容易ではないけれど、東と西に道がわかれて、それがまた北と南にわかれて、わかれにわかれた道をさぐりさぐり歩むということは、これも全く容易でない。

どうしようか、どちらに進もうか、あれこれととまどい、思い悩んでも、とまどい悩むだけではただ立ちすくむだけ。自分ひとりなら、長い道程、時に立ちすくむこともよからうが、たくさんの人があとにつづいて、たくさんの方がその道に行き悩んでいるとしたら、わかれた道を前にして、容易でないとグチばかりこぼしてもいられまい。

進むもよし、とどまるもよし。要はまず断を下すことである。みずから断を下すことである。それが最善の道であるかどうかは、神ならぬ身、はかり知れないものがあるにしても、断を下さないことが、自他共に好ましくないことだけは明らかである。

人生を歩む上において、企業の経営の上において、そしてまた大きくは国家運営の上において、それぞれに今一度、断を下すことの尊さを省みてみたい。

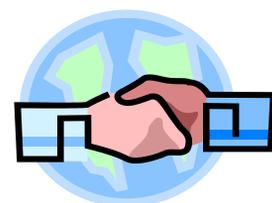
(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105
三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

